

特集

期限切れまで1年 これからの離島振興を考える

1953年以来、10年ごとに改正されてきた離島振興法が2013年3月末に期限切れを迎えます。全国の離島は、海洋資源、自然環境の保全、国の領域確保など、日本が海洋大国として存在するための多大な役割を担っています。近年は周辺諸国との領土・海洋資源問題を中心に、その存在の重要性があらためてクローズアップされています。一方、離島は地理的な特殊性ゆえに、医療、教育、通信、産業振興などについてさまざまな課題を抱えており、その解決のために離島振興法が果たしてきた役割は決して小さくはありません。

今回の特集では、離島振興の課題解決や離島をもつ都市自治体の取り組み事例を通して、今後の改正法の在り方について考えます。

寄稿 1

海洋島嶼国・日本を支える離島振興の在り方

城西国際大学観光学部教授 阿比留勝利

寄稿 2

離島振興法の改正に向けて

佐渡市長（全国離島振興協議会会長） 高野宏一郎

寄稿 3

これからの離島振興に求めるもの ～離島振興法の延長・改正に向けて～

壱岐市長 白川博一

海洋島嶼国・日本を支える 離島振興の在り方

城西国際大学観光学部教授

阿比留勝利



はじめに

昭和28年に制定された離島振興法によって離島の産業・生活基盤は大幅に整備された。しかし、条件不利地域の中で離島の人口減少・高齢化は最も激しく、島に人が住まなければ、これまで以上に国家権益がせめぎ合う国境域や排他的経済水域などの保全・利用の役割は果たせない。その意味で定住地域としての離島再生こそ海洋島嶼国日本を確固たるものとする戦略である。

この小論では、以上の基本認識から、離島振興法指定離島を軸に振興の在り方を提起する。

これまでの離島振興と離島振興法の役割

戦後復興期の昭和25年に国土総合開発法において大型離島が総合開発の対象となり、新たな国土づくりの必要性から中小の離島

も含めた離島振興法（10年間の時限立法）が議員立法で制定された。「離島に水と光を！」というスローガンが当時を物語る。以来、公共事業による漁港、港湾、道路など基盤整備は大きく進み、高い補助率の事業で教育、福祉、消防施設なども充実してきた。34年には「離島振興関係公共事業予算の一括計上」および「離島振興課」が設置され、48年改正法では「離島開発総合センター」が施策化された。58年改正は経済事情で単純延長となつたが、平成5年改正法では排他的経済水域確保への貢献、高齢者福祉、文化、観光の開発などが明文化され、「コミュニティ・アイランド推進事業」が創設された。そして15年の改正法（現行法）では、第1条にわが国の領域、排他的経済水域などの保全、海洋資源の利用、自然環境の保全などが謳われ、離島が海洋島嶼国日本の基盤として位置付けられた。

が国から離島所在都道県に移り、振興の理念も本土との格差は正から国家的・国民的役割分担へと変わった。施策では「離島医療」「情報通信基盤整備」「離島漁業再生支援」の3事業が「指定事業」化され、急激な高齢化に対する医療機能の見直し、プロードバンド整備による「情報架橋」、並びに基幹的産業である漁業の再生支援策（「離島漁業再生支援交付金」）が実現した。その後、離島の生命線に直結する離島航路の船舶建造費・改良費への交付金充当（21年度）、公設民営による船舶建造費・購入費補助事業の創設（23年度）と急激なガソリン・燃油価格高騰対策、加えて、3年間の時限施策ながら「地域グリーンニューデール基金」（21年度）による海ゴミ処理費の補助が実現した。

離島の今日的状況

平成23年4月1日現在で離島振興法指定離島は257島、関連市町村数110、人口は

約43万人（平成17年国勢調査）である。人口減少率は8%、高齢者比率は33%で、条件不利地域の中で一番高い。22年国勢調査でも依然人口減少は続いており、「今後、有人離島の維持が懸念される離島」（人口100人以下高齢者比率50%以上）は47島ある（国土交通省）。先の船舶建造支援などで航路輸送のコスト軽減は図られつつあるが、本土のJ-R運賃（km単価）に比べると航路運賃はまだ3〜5倍と高い。離島経済を下支えした公共事業費も平成9年度をピークに22年度にはその30%（約576億円）に減少し、建設業の転廃業が若者の島外流出に拍車を掛けてきた。地域によってマグロ養殖や朱鷺米など果敢な挑戦はみられるものの、水産業の再生をはじめ農林業の振興も容易ではない。観光・交流客も年間800万人程度と低迷で6次産業化も弱い。医療面では約42%が「無医島」（平成19年）で、巡回・遠隔診断・島外通院で島民の健康を支えているが、費用が掛かり緊急医療にも不安が残る。福祉面では島内に介護保険施設のない島が約71%で島外依存の運賃負担が重い。教育面では高校のある島が約10%、中学卒業後の島外通学や下宿は家計負担を増して人口減少の促進要因となり、小中学校の統廃合が重なってコミュニティの衰退もうかがえる。合併による一部離島の増加も公共施設の再編、政策変更などが島の経済や住民意識に影響を与えている。

IJターナー者数は1027人（47島）で、島根県海士町では類似期間で200名以上の実績を持ち、来住対策の可能性を示唆している。プロードバンドは96%の島で利用でき、リテラシーの向上と併せてIT活用産業などの立地の可能性もある。自然エネルギーや地域資源の潜在力は少なくないがこれからの活用が課題である。

離島の役割とこれからの離島振興の視点

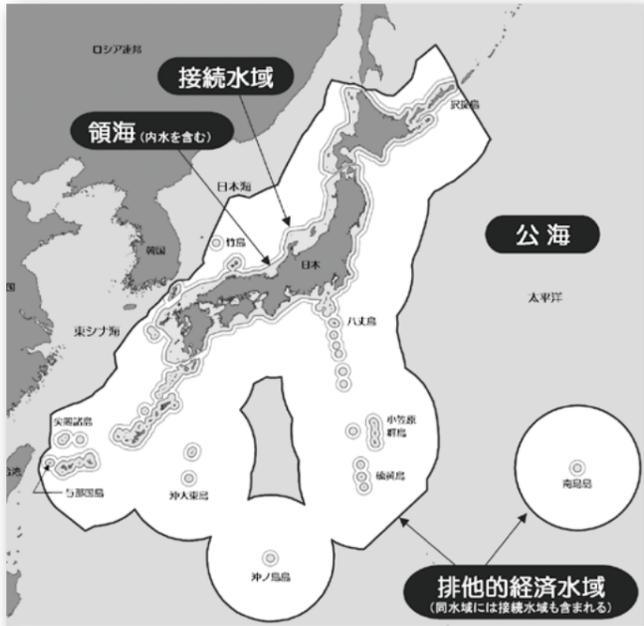
わが国は6852の島嶼からなる。有人島は422で排他的経済水域を加えた面積は世界第6位、その経済水域の約50%を島々が確保し、それを含めて離島は国家的・国民的役割を担っている。「国家的役割」とは国の領域や先の排他的経済水域の保全のほか海洋資源の利用、自然環境の保全、固有文化の保全、海域の安全管理など、「国民的役割」とは観光・保養をはじめ癒やし空間の提供などが典型である。平成19年に施行された海洋基本法・海洋基本計画では「離島の保全・管理」「離島の振興」が明記され、21年12月には総合海洋政策本部において「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」が策定された。また、22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定・施行されており、国境周辺離島をはじめ排他的経済水域の保全・利用

に直結する重要な離島の整備などが進められている。その中であって有人離島は無人島や周辺海域などの管理・活用上重要な役割を担うものと位置付けられている。

■離島の新たな位置付けと離島振興の課題

工業社会までの離島は本土や政治・経済の中心から離れた末端に位置付けられていた。しかし、環境共生社会を目指す昨今にあって、離島は「後発先進地域」としてとらえ直せる。それは離島が生物・文化の多様性や希少性、構成員の顔と役割が明確な実名役割社会がはぐくむ固有の環境文化地域として島国日本の一つのルーツ性を反映する「アナザワールド」（もう一つの日本）といえるからである。従って、これからの離島は主体的に本土・都市域と共生・対流の仕組みを構築し、相互補完性を高めるべきである。これは離島・本土一体化の基本でもある。

これからの離島振興は島民の努力と公共基盤の整備が主導した。平成5年の改正法以降、国連海洋法条約の批准や地球環境問題などから、離島には海洋島嶼国の国建ての基盤かつ排他的経済水域の保全・利用などの役割が付与された。しかし、今離島は衰退傾向にあり、国家的・国民的役割を果たすには定住地域として維持されることが前提である。すなわち「離島に人が安全・安心に住み続けられる生活のナショナルミニマムの持続的確保」がこれからの離島振興の課題と考えるべきである。



排他的経済水域の概念図

離島の概況

わが国は、大小あわせて約6800もの島々から構成されており、「本土」と呼ばれる

5島(北海道、本州、四国、九州、沖縄本島)を除く有人離島は約420島となっている。このうち、離島振興法の対象地域となっている離島は、平成23年4月1日現在で257島である。

離島振興法の経過

国では、離島振興法に基づき各種離島振興施策を実施しており、離島のインフラ整備においては、補助率の嵩上げや、公共予算の一括計上などによって過去50年間で約5兆円もの国費が投じられるなど、離島の生活水準の向上に大きな成果を上げてきた。

もともと離島振興法は、戦後復興の中で、離島の実情に即した振興策が必要であるとの機運の高まりから、昭和28年に議員立法として成立した法律であり、過疎法(昭和45年制定)や山村振興法(昭和40年制定)などの条件不利地域振興立法の先駆けとなった。

離島は、本土に暮らす国民にとっても重要な役目を担っている。とりわけ、外海に位置する離島は、国土面積(38万km²)の約12倍(447万km²)にも及ぶ世界第6位の排他的経済水域の確保に寄与し、海洋資源の保全や利用、航海の安全確保、気象の観測などに貢献している。

また離島には、豊かな自然によつてはぐくまれてきた独自の歴史や伝統文化が根付いており、離島固有の資源を生かした体験学習や交流の場として、都市部に居住する人々に「癒やしの

離島振興法の改正に向けて

佐渡市長(全国離島振興協議会会長)

高野宏一郎



■これからの離島振興への問題提起
以上の問題意識から、今後の離島振興の在り方を次の7点に集約して提起する。第1点は国境など国家安全保障上の役割の分担、すなわち①離島における持続的定住(実効支配)こそ国家安全保障上の要件であること、国民的合意、②国境周辺離島および排他的経済水域確保上重要な離島への国家的安全保障措置などの強化、である。第2点は離島・本土一体化のための交通などインフラと運用面での強化、すなわち①離島・本土間のハード・ソフト両面での一体化の推進とそのため交通・情報インフラおよび離島・本土対流システムの強化、②離島・本土間輸送コストの本土並みへの平準化、である。第3点は地域の継承力を高め人口定住化を図るための多様な海洋産業・雇用開発(6次産業化など)と研究開発機関などの誘導、すなわち①環海性を生かした「海洋産業」の振興(漁業権の有効活用を含む資源管理型漁業化、海洋開発産業の誘導など)と担い手の誘導、②耕作放棄地・森林など地域資源の複合活用型産業の開発、③生物多様性、再生エネルギーや海洋開発などの実験場および研究機関の誘導、である。第4点は医療・福祉・教育など生活・安全機能の充実、すなわち①島の医者・福祉人材などの確保および高次医療機関との連携強化、②島の高等教育機関(高校等)の維持および対岸

高等教育機関などとの連携・交流の促進(離島留学、研修・インターンシップ、ボランティア協働など)、③住民共助と防災機能の強化、である。第5点は雇用機会の開発をベースとした交流・来住策の推進、すなわち①終の棲家化、②動態定住の促進(多地域居住、UIJターン試験居住、ボランティアーツリズム・ウエルネスリゾート化、特定者交流など)、③来住者受け入れ対策(借家・借地・地付保証人制度など)、である。第6点は公民協働(PPP)による島づくり、すなわち①都道府県の離島振興計画策定義務化解消の再考、②「一部離島」における島民主導型振興計画の策定、である。第7点は離島の固有性を生かせるソフト施策の拡充と、一國多制度型の政策支援、すなわち①島の固有性を生かす価値創造運動の施策化と支援(わが島学運動など)、②島の固有性を生かす施策に対する補助拡大、資金調達支援および規制緩和(特区拡大など)、③島の知恵や実践意欲を引き出す各種ソフト施策と支援システムの構築(公共事業費の一部ソフト支援化、公民によるソフト支援基金の創設など)、である。

おわりに

あと1年余で現行離島振興法は期限を終える。離島の定住人口が維持されないとわが国の領域・排他的経済水域等の管理・活

用など、これまで有人離島が果たしてきた国家的・国民的役割の維持が危ぶまれる。一方、東シナ海などの海洋ナショナリズムは今後激化することが予想される。従って、国境周辺離島などへの確固たる対策と根幹となる持続的な定住地域としての離島振興が喫緊の課題といえる。

その対応は、島民・離島自治体の自助努力を前提として、新たな時代状況に即応した離島振興法の抜本改正とさらなる10カ年の継続延長である。展開のポイントとしては、新たな島嶼国家観から離島・本土一体化と多元的な島嶼連合による振興を目指すこと、島々の固有性を生かし自立性を担保できる振興策の捻出、それを可能とする規制緩和とソフト施策の拡充、を再度挙げておきたい。

【参考文献】

- ・「離島振興総論―これからの離島振興を考える―」 法政大学人間環境学部紀要
- ・阿比留 勝利 平成23年12月執筆(平成24年3月発刊予定)
- ・「離島振興法改正検討会議報告書」 全国離島振興協議会 平成23年7月
- ・「離島振興計画フォローアップ(最終報告案)」 国土交通省離島振興課 平成23年5月



佐渡太鼓体験交流館を活用した交流



水田でエサをついばむトキ

これまで5回に渡って期間の延長がなされ、時代の状況に合わせてさまざまな改正が加えられてきたところである。

当初の法の目的は、離島の隔絶性による本土との格差を解消することだったが、生活基盤整備において一定の役割を果たしたこともあり、前回の改正(平成15年)では、離島振興法から離島の「後進性」の文言が削除され、「価値ある地域差」という概念が初めて取り入れられた。これは、四方を海に囲まれている離島の地理的条件を逆手に取り、地域の創意工夫によって自立的発展を促す考えによるものである。離島は弱者であるという時代は終わり、島内外の環境の変化に即応した島づく

鼓童は、昭和63年に佐渡南部の小木地区に「鼓童村」を開村して地元根付いた団体であり、毎年夏には、地元小木地区において、佐渡で最大のイベントの一つである音楽の祭典「アース・セレブレーション」を開催している。「アース・セレブレーション」では、鼓童によるコンサートのほか、ワークショップやフリーマーケットなども開かれ、島内外の交流の場として多くの来場客でにぎわっている。今年も、25周年を迎えることとなり、新たな交流ネットワークの拡大が期待されている。

りを展開した上で、離島振興を図る必要があると強く感じている。

離島振興法の対象地域において最大の離島である佐渡市においても、平成16年3月1日に1島1市の合併を果たして以降、全島が一丸となって自然や文化などの地域資源を生かした独自の取り組みを行っているところである。

佐渡市における取り組み事例

佐渡市は、新潟港から約67kmの日本海中央に位置し、人口が約6万3000人で、東京23区の1.4倍の面積を持つ広大な離島である。島の中央には、2つの山地に挟まれた平野が広がり、主要産業である稲作を中心とした穀倉地帯を形成している。

本市では、平成20年に特別天然記念物「朱鷺」の野生復帰が始まる前年から、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」に取り組んでいる。この制度は、佐渡で朱鷺と人が共生し、生物多様性保全と地域経済の循環を目指すことを目的としており、農業技術に生物をはぐくむ農法を取り入れた上で農薬や化学肥料を減らした安全でおいしい佐渡米を認証するものである。

この取り組みによって、「生物多様性の保全」といった農業の役割が農家、消費者に分かりやすく明示され、米のブランド化と販売が長年培ってきた太鼓演奏の技術や精神に触れ合えることは、佐渡を訪れる人々にとって大変魅力的であり、継続的な交流人口の増加と観光振興に大きく寄与している。

以上に紹介した取り組み事例は、「佐渡の強み」を生かした地域経済を活性化させる戦略であり、まさに経済政策の根幹を成すものといえる。

離島の公共事業については、平成9年度をピークに右肩下がりとされており、今後は、これまで整備されたハードを生かしつつ、ソフトによる離島振興を図ることが重要となっている。このため、ハード・ソフト両面で離島振興施策が積極的に実施できるよう、離島振興法をはじめとした関係諸法の法体系を交換する必要性が高まっている。

離島振興法の改正に向けて

現行の離島振興法については、平成25年3月末で期限切れとなるため、現在、国において改正法案の国会へ上程に向けた準備が大詰めとなっている。

全国の離島関係市町村で組織する全国離島振興協議会においても、関係団体と連携し、改正法の国会への上程に向けた要望活動を強めてきたところである。

要望の内容としては、現行法を抜本改正することを大前提として、国の安全保障への貢

力が強化されたことのみならず、朱鷺のエサ場作り体験などを通して、都市部との交流も盛んになったことが大きな効果である。

そして、生物多様性保全と佐渡島特有の農業文化の継承が評価され、昨年6月には世界農業機関(FAO)が定める世界農業遺産(GIAHS..ジアス)に国内で初めて認定された。

今後は、この認定をきっかけとして、国、県、大学等の専門機関のほかJAや市民とも連携を深め、「佐渡GIAHSプロジェクトアクションプラン」を策定し、持続可能な農業農村の構築に向けた具体的な取り組みを進めていきたいと考えている。

また、佐渡は、古くから鬼太鼓や能などの伝統芸能を多く生かしてきた島であるが、太鼓を伝承する体験交流施設として、国土交通省の「離島体験滞在交流促進事業」を活用し、平成18年に「佐渡太鼓体験交流館」を整備した。

この施設は、佐渡を拠点に国内外での公演を通じて活躍している太鼓芸能集団「鼓童」の関連団体である公益財団法人鼓童文化財団が指定管理者制度に基づく運営を行っており、「たたく」をテーマに誰でも気軽に太鼓を楽しむことができる体験メニューを提供することにより、国内外から多くの観光客や修学旅行者が訪れ、佐渡における体験学習や滞在型観光の目玉となっている。

献を踏まえた離島定住促進の明確化や地域における創意工夫を生かした政策の推進(新たな交付金の創設、各種制度・基準の緩和等)などが改正法に盛り込まれるよう求めているものである。

これまでもあらゆる場面で主張してきたが、離島に人が住み続けることによって、海洋資源の保全などの恩恵がもたらされている。今後も全国の離島が一体となって、離島の存在価値を国に対して訴えかけ、離島振興が国民の利益につながることを強くアピールしていきたい。

おわりに

島はそれぞれの顔を持っており、各島において、島ならではの魅力を生かした振興に努めているところである。離島地域は、これまで長年に渡ってインフラ整備などで国から多くの投資を受けてきたが、今後は、島だからこそ担うことができる国家的・国民的役割を大いに発揮し、あらゆる面において国民全体の利益となるよう貢献したいと強く感じている。

末筆ながら、全国の自治体の皆様には、この場をお借りして、離島地域に対するなお一層のご理解を賜るようお願い申し上げます。

これからの離島振興に求めるもの 〜離島振興法の延長・改正に向けて〜

市長 白川博一



はじめに

伊勢市は、平成16年3月1日島内の4つの町が合併し、長崎県で10番目の市として誕生した。

南北約17km、東西約15km、総面積138.56km²の全国で20番目の大きさの島である。

その歴史は古く、数多くの神社仏閣、大小270基にも及ぶ古墳群、元寇などの歴史遺産が点在する。さらに中国の史書「魏志倭人伝」に「一支国」として登場し、日本とアジア大陸を結ぶ架け橋として栄え、その証ともいえる原の辻遺跡は弥生時代の大規模多重環濠集落で、「一支国」の王都と特定され、平成12年には国特別史跡に指定された。

また、伊勢は食の宝庫である。水稲・肉用牛の基幹作物を中心に、メロン・いちご・アスパラガスなどの施設園芸が盛んで、肉用牛は、伊勢牛としてブランドも確立され

ている。漁業は、イカ、ブリ、特に近年はマグロ漁も盛んに行われ、さらにアワビ・ウニなどの磯根資源も豊富で、現在、漁業の安定生産のため、栽培漁業・資源管理型漁業の推進を図っている。

そして、伊勢は麦焼酎発祥の地である。平成7年に伊勢焼酎はWTO（世界貿易機関）より「地理的表示」の産地指定を受け、沖繩「泡盛」・熊本「球磨焼酎」とともに世界の銘酒の仲間入りをした。

こうした恵まれた特性を活かし、「海とみどり歴史を活かす癒しのしま、伊勢」を目指したまちづくりを推進している。

離島振興法における伊勢市の取り組み

昭和28年7月、10年間の時限立法として離島振興法が制定された。以来、5次にわたる延長・改正が行われ、社会資本が格段に整備されたことに伴う公共事業により、雇用創出

を占める結果となり、高齢化率が際立って高くなっている。

この主な要因は、雇用の減少、第1次産業の厳しい現状などが挙げられる。特に雇用の減少は深刻で、島内の2つの高校の平成22年卒業者の状況は、進学者が235人、就職者が87人となっている。進学者は全て島外へ、就職者87人の内、43人が島内での就職となり、卒業生全体で、伊勢市に残る割合は約13%程度となっている。進学者の内、伊勢市に戻ってくる者もいるが、極めて少ない状況であり、若年層の島外流出が深刻な状況になっている。こうした課題解決の一つの方策として、本市においては、平成22年度から週通勤を目的とした島外通勤通学者交通費助成制度を実施している。

第1次産業については、農業・漁業とも、伊勢市独自のさまざまな取り組みの実践と、従事者の懸命な努力により、伊勢牛、マグロ、イカなど伊勢ブランドとして確立し、大きな実績を上げている。特に漁業においては、全国に先駆け、認定漁業者制度を創設し、漁業振興を図っている。しかし、燃油の高騰、後継者不足など依然深刻な状況にある。

このほか、本市の主要産業である観光では、平成元年の観光客延数が、64万6989

の面でも大きな成果を上げてきた。本市における離島振興事業は、昭和28年から平成21年度まで、事業費で2956億400万円、内国費が1852億1800万円にのぼる。道路、漁港、農業基盤、下水道、簡易水道、一般廃棄物処理施設など本市における基盤整備は、この離島振興事業を中心に行われてきたものであり、離島振興法なくして、今日の本市の発展はあり得なかったと言っても過言ではない。

伊勢市における課題

しかし、本市においても、他の離島地域同様、離島であるが故の大きな課題を抱えている。

まず、人口の減少がある。平成22年国勢調査においては、2万9377人と初めて3万人を切る極めて厳しい結果となった。昭和30年国勢調査の5万1765人から、

人であったが、平成22年には、55万219人で、約15%の減となっている。こうした状況打開のため、平成22年3月、原の辻遺跡を核とした、弥生時代の悠久の歴史を体感できる一支国博物館をオープンさせた。これまでに、23万人の来館を得て、好評を博している。近年、減少の一途を辿っていた観光客数も、高速道路無料化に伴う離島への来島客の減少が懸念された中、一支国博物館のオープンを契機に、減少に一定の歯止めをかけることができた。しかし、今後、一時期の効果に留まることがないよう、関係団体と連携し、修学旅行誘致、体験型観光の推進、そして本市における全国的な会議、イベントの開催など交流人口拡大に向けた取り組みを実践している。このほかにも、医療・交通・教育など離島故の多くの課題を抱えているが、こうした厳しい現状は、決して本市だけの問題ではなく、全国の離島で同じ悩みを抱え、それぞれの自治体が、それぞれの特性を活かし、知恵を出し、その振興策を懸命に図っている。

離島振興法の延長・改正に向けて

こうした問題の抜本的な解決のためには、国の思い切った政策が必要不可欠である。特に平成25年3月に失効する離島振興法の改正・延長は、そのキーポイントとして、極め



伊勢市立一支国博物館

実に約57%にまで減少しており、このまま推移すると25年後の平成47年には、1万9307人になると推計されている。さらに65歳以上の高齢人口は、昭和30年では、3757人で人口の7.3%だったが、平成22年では、9342人で実に人口の31.8%

て重要な位置づけにあり、現在、全国離島振興協議会および各県離島振興協議会において、活発な要望活動などが行われている。

では、今回の離島振興法では、どのような改正が望まれるか。これまでのハード面に対する対策も必要であるが、これからは、ソフト面における対策を強化する必要がある。その中で、私が、特に強く訴えているのが人流・物流を含めた離島航路運賃の低廉化である。これが、雇用の創出、産業の振興をはじめ離島が抱える課題に対し、あらゆる面での解決策につながるものと考えている。

本市の人流における例を挙げると、現在、沓岐・博多間の距離は約70kmで、フェリー2等運賃は2400円である。この距離は博多・小倉間に相当する距離で、この区間のJR運賃は、1250円であり、実に航路運賃の約半額の料金となっている。

離島航路対策については、これまで、国において航路運航者に対する離島航路補助をはじめ各種政策が展開されてきた。沓岐市関連でも、新船フェリーの建造を補助し、現在のフェリー、ジェットフォイルの基本運賃を一定の期間2割引にするリブレイス事業が平成24年度から実施される。しかし、

これでも依然として大きな料金格差が生じており、これらを解消するためには、離島振興法改正・延長を契機とする離島航路運賃の低廉化、JR並運賃の実現を果たさないう限り、本土地域との対等な競争はできないと考えている。

昨年3月、九州新幹線鹿児島ルートが開通した。また、九州新幹線長崎ルートも、未着工区間の建設に着手する方針が決定され、平成34年度には開業の見通しとなった。福岡県、鹿児島県をはじめ、長崎県、そして九州各県にとつて、これらは、莫大な経済効果が期待でき、大変喜ばしいことであり、それぞれ関係する県、市町村では、さらなるまちづくりが推進されるだろう。

本市としても、この九州新幹線鹿児島ルート開通を契機として、福岡市からジェットフォイルで約1時間の地理的条件を活かし、交流人口の拡大を図ることなどを目的に、平成23年5月、沓岐市福岡事務所を開設した。

しかし、一方で、離島への客足の動向を懸念しており、こうしたことから、離島航路運賃の低廉化に向けた政策の実現を求めなければならない。

結びに

日本の陸地の国土面積は、約38万km²。世界の国の中で、第61位に位置している。しかし管轄する海洋面積は、陸地の約12倍にあたる約447万km²で、世界第6位、陸地と海洋面積を併せた合計面積では、世界第9位となり、まさに海洋大国である。

その海洋大国という位置づけは、離島の存在なくしてはあり得ない。魚介類をはじめとする海洋資源、天然ガス、レアアースなどの海底資源は、日本にとつて極めて貴重かつ重要な役割を果たしている。さらに、五島・沓岐・対馬をはじめ国境付近に位置する離島は、密漁、密航防止をはじめ、国防上、極めて重要な存在である。このように、日本の発展は、離島の存在なくしてあり得ない。そして離島の発展なくして、日本の発展はあり得ない。このことを離島に住む私たちも、再認識し、今、この大事な時期に、離島地域が一つとなつて、声を上げていかなければならない。今後も離島振興に関わる一人として離島航路運賃のJR並運賃の実現をはじめとした要求の実現に最大限取り組みたい。日本の復興のためにも。